

日野町監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和8年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年7月28日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和8年6月30日（火）午前9時00分～午前10時25分
監 査 場 所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監 査 対 象 機 関 税務課
4. 監 査 対 象 税務課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○令和7年度未納金徴収実績、令和7年度不納欠損処分状況
○固定資産税における評価の実務について
5. 監 査 手 続 令和8年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 町税の収納状況については、近年の推移からも高い収納率が維持されており、令和7年度における税目全体の現年課税分合計収納率は99.17%と、前年度の99.10%を上回る実績となった。各年度を通じて適正かつ公平な徴収事務に努めており、日々の職務に対する精励を評価する。一方で、近年は未納のままの転出や居所不明、滞納者に資力がない事案なども生じており、徴収事務には相当な苦労がうかがえる。税負担の公平性を確保する観点から、滞納状況の的確な把握を行い、滞納処分を含めた法令に基づく計画的かつ適正な税務事務の執行に引き続き努められたい。

固定資産税の評価については、土地および家屋に係る税額が課税客体の把握から評価、課税に至るまで行政側（課税者）の主体的な判断で行われるため、特に慎重な事務処理が求められる。当町においては、土地・家屋ともに適正な手順を経て評価計算されていることが確認できた。固定資産税の評価業務には高い専門知識を要するため、今後とも研鑽を重ね、公正な評価業務の遂行に努められたい。併せて、職員間における専門的な知識や技術の継承（ノウハウの共有・引継ぎ）にも意を払われたい。